

株 主 各 位

東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
東 京 電 力 株 式 会 社
取締役会長 勝 俣 恒 久

第88回定時株主総会開催ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、第88回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日おさしつかえの場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご覧いただき、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

〔郵送による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、平成24年6月26日（火曜日）午後5時20分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

〔インターネット等による議決権行使の場合〕

47ページの「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、平成24年6月26日（火曜日）午後5時20分までに議案に対する賛否をご入力いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年6月27日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都渋谷区神南二丁目1番1号
国立代々木競技場 第一体育館

3. 会議の目的事項

報 告 事 項

平成23年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）事業報告、連結計算書類、計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

＜会社提案（第1号議案から第4号議案まで）＞

第1号議案 定款一部変更の件（1）

第2号議案 第三者割当による募集株式の募集事項の決定を取締役に委任する件

第3号議案 定款一部変更の件（2）

第4号議案 取締役11名選任の件

＜株主（1名）からのご提案（第5号議案）＞

第5号議案 定款一部変更の件（1）

＜株主（1名）からのご提案（第6号議案から第9号議案まで）＞

第6号議案 定款一部変更の件（2）

第7号議案 定款一部変更の件（3）

第8号議案 定款一部変更の件（4）

第9号議案 定款一部変更の件（5）

＜株主（402名）からのご提案（第10号議案から第14号議案まで）＞

第10号議案 定款一部変更の件（6）

第11号議案 定款一部変更の件（7）

第12号議案 定款一部変更の件（8）

第13号議案 定款一部変更の件（9）

第14号議案 定款一部変更の件（10）

上記各号議案の内容等は、後記の株主総会参考書類に記載してあります。

4. 株主総会招集にあたっての取締役会のその他決定事項

郵送による方法とインターネットによる方法で重複して議決権を行使された場合はインターネットによる行使を、インターネットにより複数回の行使をされた場合は最終の行使を、それぞれ有効といたします。

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、議決権の行使を委任できる代理人は、当社が代理権を証明する書面の提出を受けた、議決権を有する株主さま1名に限らせていただきます。
 2. 招集通知に添付すべき事業報告、連結計算書類、計算書類、会計監査報告及び監査報告は、別添の「平成23年度報告書」のとおりであります。
 3. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページ（<http://www.tepco.co.jp/ir/soukai/syusei-j.html>）等でお知らせいたします。

株主総会参考書類

<会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

第1号議案から第4号議案の上程に至る経緯

当社は、福島第一原子力発電所における事故発生以来、被害者の方々への親身・親切的な賠償の実現、原子炉の廃止措置、安定供給の確保、さらに徹底した経営合理化に向けた取り組みを実施してまいりましたが、今なお克服すべき数多くの課題が残されております。

一方、事故に伴う多額の損失の発生や燃料費の大幅な増加等により当社の財務基盤と収益構造は極めて悪化しており、今後、債務超過に陥る可能性も否定できません。また、財務基盤の悪化に伴い資金調達力も著しく低下しており、安定供給に欠かすことのできない燃料調達や設備投資等に必要となる資金を調達することも困難な状況となっております。

以上のような、債務超過や資金繰り面でのリスクを回避し、「賠償・廃止措置・安定供給」を同時に達成していくためには、資本を十分に増強し、財務構造を抜本的に改善することが必要不可欠であります。このため、当社は本年3月、原子力損害賠償支援機構に対し、当社が発行する株式（払込金額総額1兆円）の引受けを申請いたしました。

また、当社は申請にあたり、同機構と共同で、今後取り組むべき課題や対応方針などをとりまとめた総合特別事業計画を策定し、本年5月に国の認定を受けました。当社は同計画のもと経営全般にわたる改革を実施することとしており、その一環として経営機構を委員会設置会社に変更し経営の客観性・透明性を高めてまいり所存であります。

本株主総会においては、これらの取り組みに必要な不可欠な議案として、第1号議案から第4号議案をご提案いたしております。当社といたしましては、総合特別事業計画の着実な実行により事業の継続性を確実なものとするとともに、「賠償・廃止措置・安定供給」を同時に達成していくことで、社会のみなさまからの信頼を取り戻せるよう最大限の努力を傾注してまいり所存であります。株主のみなさまにおかれましては、なにとぞ趣旨をご理解いただき、各議案につきましてご承認賜りますようお願い申し上げます。

第1号議案 定款一部変更の件（1）

—会社提案

1. 変更の理由

(1) 財務基盤の強化と資金確保を目的として、第2号議案のとおり、原子力損害賠償支援機構に対する募集株式（A種優先株式及びB種優先株式）の発行による第三者割当増資を実施することといたしましたので、発行可能株式総数（第6条）を変更するとともに、これらの優先株式の発行に伴う関係規定を新設するなど所要の変更を行うものであります。

なお、会社法の規定に基づき、変更案第6条における各種類の株式の発行可能種類株式総数は、発行可能株式総数にかかわらず、取得請求権の行使により発行されうる当該種類の株式の最大株式数以上となるように設定しております。但し、実際に発行できる株式の総数は発行可能株式総数の範囲内となります。

(2) 経営機構を委員会設置会社に変更し、経営の客観性・透明性を高めるとともに、取締役の員数を削減することといたしましたので、機関（第4条）の変更や執行役、委員会に関する規定の新設など委員会設置会社への移行に伴う所要の変更を行うとともに、取締役の定員（第19条）を変更するものであります。また、社外取締役の招聘に資するよう責任限定契約に関する規定を新設するとともに、執行役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるよう執行役の責任免除に関する規定もあわせて新設するものであります。

なお、変更案のうち、第29条第2項及び第36条につきましては、各監査役の同意を得ております。

(3) 商号（第1条）の英文表示を、広く使われている表示方法に変更するものであります。

(4) 以上の変更に伴い、現行定款の各規定の条数を整備するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（商 号） 第1条 本会社は、東京電力株式会社と称し、英文では、<u>The Tokyo Electric Power Company, Incorporated</u>と表示する。</p>	<p>（商 号） 第1条 本会社は、東京電力株式会社と称し、英文では、Tokyo Electric Power Company, Incorporatedと表示する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(機 関)</p> <p>第 4 条 本社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査役</u></p> <p>3. <u>監査役会</u></p> <p>4. <u>会計監査人</u></p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 本社の発行可能株式総数は <u>18億株</u>とする。</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第 7 条 <条文省略></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 8 条 本社の単元株式数は <u>100株</u>とする。</p>	<p>(機 関)</p> <p>第 4 条 本社は、<u>委員会設置会社として株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>指名委員会、監査委員会及び報酬委員会</u></p> <p style="text-align: center;"><削 除></p> <p>3. <u>会計監査人</u></p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 本社の発行可能株式総数は <u>64億株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は普通株式350億株、A種優先株式50億株、B種優先株式5億株とする。</u></p> <p>(優先株式)</p> <p>第 7 条 <u>A種優先株式の内容は別紙1のとおり、また、B種優先株式の内容は別紙2のとおりとする。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第 8 条 <現行どおり></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 9 条 本社の単元株式数は、<u>普通株式及びA種優先株式については100株とし、B種優先株式については10株とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p style="padding-left: 40px;"><新 設></p> <p>2. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利</p> <p>3. 次条に定める請求をする権利</p> <p>(単元未満株式の買増)</p> <p>第10条 <条文省略></p> <p style="padding-left: 40px;">}</p> <p>(基準日)</p> <p>第13条 <条文省略></p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(定時及び臨時株主総会)</p> <p>第14条 <条文省略></p> <p>(招集者及び議長)</p> <p>第15条 株主総会は、社長が、これを招集しその議長となる。社長に事故があるときは、予め取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに当る。</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1. <現行どおり></p> <p>2. <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>3. <現行どおり></p> <p>4. <現行どおり></p> <p>(単元未満株式の買増)</p> <p>第11条 <現行どおり></p> <p style="padding-left: 40px;">}</p> <p>(基準日)</p> <p>第14条 <現行どおり></p> <p>第3章 株主総会及び種類株主総会</p> <p>(定時及び臨時株主総会)</p> <p>第15条 <現行どおり></p> <p>(招集者及び議長)</p> <p>第16条 株主総会は、<u>取締役会の決議をもって定めた取締役が</u>、これを招集しその議長となる。<u>当該取締役に</u>事故があるときは、予め取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに当る。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示によるみなし提供) 第16条 <条文省略> ↳ (議決権の代理行使) 第18条 <条文省略></p> <p><新 設></p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(定 員) 第19条 本会社の取締役は<u>20</u>名以内とする。</p> <p>(選 任) 第20条 <条文省略></p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示によるみなし提供) 第17条 <現行どおり> ↳ (議決権の代理行使) 第19条 <現行どおり></p> <p>(種類株主総会) 第20条 <u>種類株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めのある場合のほかは、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2. <u>会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>3. <u>第14条第1項の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会について準用する。</u></p> <p>4. <u>第16条、第17条及び第19条の規定は、種類株主総会について準用する。</u></p> <p>第4章 取締役、取締役会及び委員会</p> <p>(定 員) 第21条 本会社の取締役は<u>11</u>名以内とする。</p> <p>(選 任) 第22条 <現行どおり></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任 期) 第21条 <条文省略></p> <p>(取締役会の権限等) 第22条 取締役会は、取締役をもって組織し、<u>本会社の業務執行を決定する。</u></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p>(取締役会の招集者及び議長) 第23条 取締役会は、<u>社長</u>が、これを招集しその議長となる。<u>社長</u>に事故があるときは、予め取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに当る。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対して、会日の2日前に発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法) 第25条 <条文省略></p> <p>(代表取締役) 第26条 <u>取締役会の決議により、社長1名を選定し、なお副社長若干名を選定することができる。</u></p> <p>2. <u>社長及び副社長は、これを代表取締役とする。</u></p>	<p>(任 期) 第23条 <現行どおり></p> <p>(取締役会の権限等) 第24条 取締役会は、取締役をもって組織する。</p> <p>2. <u>取締役会は、本会社の業務執行を決定し、取締役及び執行役の職務の執行を監督する。</u></p> <p>(取締役会の招集者及び議長) 第25条 取締役会は、<u>取締役会の決議をもって定めた取締役</u>が、これを招集しその議長となる。<u>当該取締役に事故があるときは、予め取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに当る。</u></p> <p>(取締役会の招集通知) 第26条 取締役会招集の通知は、各取締役に對して、会日の2日前に発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法) 第27条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;"><削 除></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(代表取締役の業務執行)</u> 第27条 <u>社長は、取締役会の決議に基づき、本会社の業務を統轄する。</u> 2. <u>副社長は、社長を補佐し、本会社の業務を執行する。</u> 3. <u>社長に事故があるときは、予め取締役会の決議をもって定めた順序により、他の代表取締役がその職務を代行する。</u></p> <p><u>(会 長)</u> 第28条 <u>取締役会の決議により、会長1名を選定することができる。</u> 2. <u>会長は、これを代表取締役とする。</u> 3. <u>会長を選定した場合には、第15条及び第23条中「社長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>(業務担当取締役)</u> 第29条 <u>取締役会の決議により、本会社の業務を執行する取締役として、常務取締役若干名を選定することができる。</u></p> <p><u>(取締役の責任免除)</u> 第30条 <u>本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、その取締役の同法第423条第1項の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>	<p><削 除></p> <p><u>(取締役会長)</u> 第28条 <u>取締役会の決議により、取締役会長1名を選定することができる。</u> <削 除> 2. <u>取締役会長を選定した場合には、第25条の規定にかかわらず、取締役会長が、取締役会を招集しその議長となる。</u></p> <p><削 除></p> <p><u>(取締役の責任免除)</u> 第29条 <現行どおり></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p>2. <u>本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、その社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、その社外取締役の同法第423条第1項の責任を法令の限度において限定する契約を締結することができる。</u></p>
<p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p style="text-align: center;"><u>(各委員会の委員及び委員長の選定)</u></p> <p><u>第30条</u> 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の委員及び委員長は、取締役の中から、取締役会の決議により選定する。</p>
<p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p style="text-align: center;"><u>(各委員会の権限等)</u></p> <p><u>第31条</u> 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の各委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</p> <p>2. <u>各委員会に関する事項は、法令又は定款に別段の定めのある場合のほかは、取締役会の定めるところによる。</u></p>
<p><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(定 員)</u></p> <p><u>第31条</u> <u>本会社の監査役は7名以内とする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><削 除></p> <p style="text-align: center;"><削 除></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(選 任)</u> 第32条 <u>監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>< 削 除 ></p>
<p><u>(任 期)</u> 第33条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>補欠のため選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</u></p>	<p>< 削 除 ></p>
<p><u>(常任監査役)</u> 第34条 <u>監査役会の決議により、常任監査役若干名を選定する。常任監査役は常勤とする。</u></p>	<p>< 削 除 ></p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第35条 <u>監査役会招集の通知は、各監査役に対して、会日の2日前に発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>< 削 除 ></p>
<p><u>(監査役会の決議方法)</u> 第36条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合のほかは、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>< 削 除 ></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役の責任免除)</u> 第37条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、その監査役の同法第423条第1項の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>＜新 設＞</p> <p>＜新 設＞</p> <p>＜新 設＞</p> <p>＜新 設＞</p> <p>＜新 設＞</p> <p>＜新 設＞</p>	<p>＜削 除＞</p> <p><u>第5章 執行役</u></p> <p><u>(選 任)</u> 第32条 執行役は、取締役会の決議により選任する。</p> <p><u>(任 期)</u> 第33条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠又は増員のため選任された執行役の任期は、前任者又は他の現任者の残任期間と同一とする。</p> <p><u>(代表執行役)</u> 第34条 取締役会の決議により、執行役の中から代表執行役を選定する。</p> <p><u>(役付執行役)</u> 第35条 取締役会の決議により、執行役社長1名を選定するほか、執行役副社長その他の役付執行役各若干名を選定することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><新 設></p> <p>(事業年度) 第38条 <条文省略>) (剰余金の配当の除斥期間) 第40条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p style="text-align: center;"><u>(執行役の責任免除)</u></p> <p>第36条 本会社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、執行役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、その執行役の同法第423条第1項の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>(事業年度) 第37条 <現行どおり>) (剰余金の配当の除斥期間) 第39条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(経過措置)</u></p> <p>第1条 <u>第88回定時株主総会終結前の監査役の責任については、当該株主総会における改正前の定款第37条の規定はなお効力を有する。</u></p>

(以下はすべて新設)

変 更 案
<p>別紙 1</p> <p style="text-align: center;">A 種優先株式の内容</p> <p>1. 剰余金の配当 (1) A 種優先期末配当金 本会社は、期末配当金を支払うときは、当該期末配当金に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先</p>

変 更 案

登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(200円。但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記(2)に定める配当年率(以下「A種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額の金銭(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。)(以下「A種優先配当基準金額」という。)を、剰余金の期末配当として支払う。但し、当該基準日の属する事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して下記(3)に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を配当する。

(2) A種優先配当年率

$$\text{A種優先配当年率} = \text{日本円TIBOR(12ヶ月物)} + 0.25\%$$

なお、A種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。上記の算式において「日本円TIBOR(12ヶ月物)」とは、各事業年度の初日(但し、当該日が銀行休業日の場合はその直前の銀行営業日)(以下「A種優先配当年率決定日」という。)の午前11時における日本円12ヶ月物トーカー・インター・バンク・オフアード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを指す。当該日時に日本円TIBOR(12ヶ月物)が公表されていない場合は、A種優先配当年率決定日(当該日がロンドンにおける銀行休業日の場合にはその直前のロンドンにおける銀行営業日)において、ロンドン時間午前11時にReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オフアード・レート(ユーロ円LIBOR12ヶ月物(360日ベース))として、英国銀行協会(BBA)によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められる数値を、日本円TIBOR(12ヶ月物)に代えて用いる。

(3) A種優先中間配当金

本会社は、中間配当金を支払うときは、当該中間配当金に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先配当基準金額の2分の1を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭(以下「A種優先中間配当金」という。)を、剰余金の中間配当金として支払う。

(4) 非累積条項

ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して

変 更 案

支払うA種優先株式1株当たりの剰余金の配当の額がA種優先配当基準金額に達しないときは、そのA種優先株式1株当たりの不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(5)非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当基準金額を超えて剰余金の配当は行わない。但し、本会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は本会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(6)優先順位

A種優先株式及びB種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、同順位とする。

2. 残余財産の分配

(1)A種優先残余財産分配金

本会社は、残余財産の分配を行うときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記(3)に定める経過A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

(2)非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか残余財産の分配を行わない。

(3)経過A種優先配当金相当額

経過A種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に、A種優先配当基準金額を乗じて算出した額を365で除して得られる額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）をいう。但し、分配日の属する事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対してA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4)優先順位

A種優先株式及びB種優先株式の残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

変 更 案

3. 議決権

A種優先株主は、株主総会において議決権を有する。A種優先株式の1単元の株式数は100株とする。

4. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 普通株式対価取得請求権

A種優先株主は、A種優先株式の払込金額の払込が行われた日以降いつでも、法令に従い、本会社に対して、下記(2)に定める数の普通株式（以下「請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下「普通株式対価取得請求」という。）、本会社は、当該普通株式対価取得請求に係るA種優先株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該A種優先株主に対して交付する。

但し、本項に基づくA種優先株主による普通株式対価取得請求がなされた日（以下「普通株式対価取得請求日」という。）において、剰余授權株式数（以下に定義される。以下同じ。）が請求対象普通株式総数（以下に定義される。以下同じ。）を下回る場合には、(i)各A種優先株主による普通株式対価取得請求に係るA種優先株式の数に、(ii)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。また、0を下回る場合は0とする。）のA種優先株式のみ、普通株式対価取得請求の効力が生じるものとし、普通株式対価取得請求の効力が生じるA種優先株式以外の普通株式対価取得請求に係るA種優先株式については、普通株式対価取得請求がなされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得するA種優先株式は、抽選、普通株式対価取得請求がなされたA種優先株式の数に応じた比例按分その他本会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定される。

「剰余授權株式数」とは、(I)当該普通株式対価取得請求日における本会社の発行可能株式総数より、(II) (i)当該普通株式対価取得請求日における発行済株式（自己株式（普通株式に限る。）を除く。）の数及び(ii)当該普通株式対価取得請求日における新株予約権（会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が会社法第282条の規定により取得することとなる株式の数の総数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、A種優先株主が当該普通株式対価取得請求日に普通株式対価取得請求をしたA種優先株式の数に、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無

変 更 案

償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じて得られる額を、当該普通株式対価取得請求日における下記(3)乃至(5)で定める取得価額で除して得られる数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。)をいう。

(2) A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るA種優先株式の数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額(但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じて得られる額を、下記(3)乃至(5)で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、普通株式対価取得請求に係るA種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に従い金銭を交付する。

(3) 当初取得価額

当初取得価額は、200円とする。

(4) 取得価額の修正

取得価額は、A種優先株式の払込金額の払込が行われた日の翌日以降、普通株式対価取得請求日における時価(以下に定義される。)の90%に修正される(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)(以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。)。但し、修正後取得価額が300円(以下「上限取得価額」という。)を上回る場合には、修正後取得価額は上限取得価額とし、修正後取得価額が30円(以下「下限取得価額」という。)を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上限取得価額及び下限取得価額は、下記(5)の調整を受ける。

「普通株式対価取得請求日における時価」は、各普通株式対価取得請求日の直前の5連続取引日(以下「取得価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における本会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。但し、A種優先株主及び本会社が請求対象普通株式の売出しのために金融商品取引業者又は登録金融機関との間で金融商品取引法に規定する元引受契約を締結した場合(A種優先株主及び本会社が請求対象普通株式の外国における売出しのために外国証券業者との間で金融商品取引法に規定する元引受契約に類する契約を締結した場合を含む。)、当該元引受契約を締結した旨を本会社が公表した日の翌日から当該売出しの受渡日の前日までの間にA種優先株

変 更 案

主が普通株式対価取得請求をしたときは、取得価額算定期間は、当社が当該売出しを決定した旨を公表した日に先立つ120取引日目に始まる連続する20取引日とする。なお、取得価額算定期間中に下記(5)に定める事由が生じた場合、上記の終値（気配表示を含む。）の平均値は下記(5)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

(5)取得価額並びに上限取得価額及び下限取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額（なお、取得価額が本(5)により調整されるのは、取得価額算定期間の最終日における当社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）が確定してから普通株式対価取得請求がなされるまでの間に、以下に掲げる事由が発生した場合に限る。）並びに上限取得価額及び下限取得価額を調整する。

- ① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

- ② 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- ③ 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(5)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定

変 更 案

めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、本会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する本会社が保有する普通株式の数」、「本会社が保有する普通株式の数」は「処分前において本会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{（発行済普通株式数－本会社が保有する普通株式の数）} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}}{\text{（発行済普通株式数－本会社が保有する普通株式の数）} + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

- ④ 本会社に取得をさせることにより又は本会社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。),かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。)に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。
- ⑤ 行使することにより又は本会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。),かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新

変 更 案

株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、本会社はA種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行う。

① 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

② 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

③ その他、発行済普通株式数（但し、本会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所における本会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

(6)合理的な措置

上記(3)乃至(5)に定める取得価額は、希釈化防止及び異なる種類の株式の

変 更 案

株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、本会社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとる。

5. B種優先株式を対価とする取得請求権

(1) B種優先株式対価取得請求権

A種優先株主は、A種優先株式の払込金額の払込が行われた日以降いつでも、法令に従い、本会社に対して、下記(2)に定める数のB種優先株式（以下「請求対象B種優先株式」という。）の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下「B種優先株式対価取得請求」という。）、本会社は、当該B種優先株式対価取得請求に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象B種優先株式を、当該A種優先株主に対して交付する。

(2) A種優先株式の取得と引換えに交付するB種優先株式の数

A種優先株式の取得と引換えに交付するB種優先株式の数は、B種優先株式対価取得請求に係るA種優先株式の数に0.1を乗じて得られる数とする。なお、B種優先株式対価取得請求に係るA種優先株式の取得と引換えに交付するB種優先株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に従い金銭を交付する。

6. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

- ① 本会社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式、A種優先株式及びB種優先株式の種類ごとに同時に同一割合でこれを行う。
- ② 本会社は、株主に募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。
- ③ 本会社は、株主に株式無償割当て又は新株予約権の無償割当てを行うときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、B種優先

変 更 案

株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。

7. 法令変更等

法令の変更等に伴い本別紙1の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、本会社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

別紙 2

B種優先株式の内容

1. 剰余金の配当

(1) B種優先期末配当金

本会社は、期末配当金を支払うときは、当該期末配当金に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（2,000円。但し、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記(2)に定める配当年率（以下「B種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）（以下「B種優先配当基準金額」という。）を、剰余金の期末配当として支払う。但し、当該基準日の属する事業年度においてB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して下記(3)に定めるB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を配当する。

(2) B種優先配当年率

B種優先配当年率＝日本円TIBOR（12ヶ月物）＋0.5%

なお、B種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、各事業年度の初日（但し、当該日が銀行休業日の場合はその直前の銀行営業日）（以下「B種優先配当年率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート（日本円TIBOR）

変 更 案

として全国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを指す。当該日時に日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、B種優先配当年率決定日（当該日がロンドンにおける銀行休業日の場合にはその直前のロンドンにおける銀行営業日）において、ロンドン時間午前11時にReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オフアード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（BBA）によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められる数値を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いる。

(3) B種優先中間配当金

本会社は、中間配当金を支払うときは、当該中間配当金に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先配当基準金額の2分の1を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭（以下「B種優先中間配当金」という。）を、剰余金の中間配当金として支払う。

(4) 非累積条項

ある事業年度においてB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して支払うB種優先株式1株当たりの剰余金の配当の額がB種優先配当基準金額に達しないときは、そのB種優先株式1株当たりの不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(5) 非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当基準金額を超えて剰余金の配当は行わない。但し、本会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は本会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(6) 優先順位

A種優先株式及びB種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、同順位とする。

2. 残余財産の分配

(1) B種優先残余財産分配金

本会社は、残余財産の分配を行うときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、B種優先

変 更 案

株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記(3)に定める経過B種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

(2)非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか残余財産の分配を行わない。

(3)経過B種優先配当金相当額

経過B種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。)において、分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から分配日(同日を含む。)までの日数に、B種優先配当基準金額を乗じて算出した額を365で除して得られる額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。)をいう。但し、分配日の属する事業年度においてB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対してB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4)優先順位

A種優先株式及びB種優先株式の残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

3. 議決権

B種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。B種優先株式の1単元の株式数は10株とする。

4. 普通株式を対価とする取得請求権

(1)普通株式対価取得請求権

B種優先株主は、B種優先株式の払込金額の払込が行われた日以降いつでも、法令に従い、本会社に対して、下記(2)に定める数の普通株式(以下「請求対象普通株式」という。)の交付と引換えに、その有するB種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし(以下「普通株式対価取得請求」という。)、本会社は、当該普通株式対価取得請求に係るB種優先株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該B種優先株主に対して交付する。

但し、本項に基づくB種優先株主による普通株式対価取得請求がなされた日(以下「普通株式対価取得請求日」という。)において、剰余授權株式数(以下に定義される。以下同じ。)が請求対象普通株式総数(以下に定義される。以下同じ。)を下回る場合には、(i)各B種優先株主による普通株式対価

変 更 案

取得請求に係るB種優先株式の数に、(ii)剰余授権株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。また、0を下回る場合は0とする。)のB種優先株式のみ、普通株式対価取得請求の効力が生じるものとし、普通株式対価取得請求の効力が生じるB種優先株式以外の普通株式対価取得請求に係るB種優先株式については、普通株式対価取得請求がなされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得するB種優先株式は、抽選、普通株式対価取得請求がなされたB種優先株式の数に応じた比例按分その他本会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定される。

「剰余授権株式数」とは、(I)当該普通株式対価取得請求日における本会社の発行可能株式総数より、(II)(i)当該普通株式対価取得請求日における発行済株式(自己株式(普通株式に限る。))を除く。)の数及び(ii)当該普通株式対価取得請求日における新株予約権(会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。)の新株予約権者が会社法第282条の規定により取得することとなる株式の数の総数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、B種優先株主が当該普通株式対価取得請求日に普通株式対価取得請求をしたB種優先株式の数に、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額(但し、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じて得られる額を、当該普通株式対価取得請求日における下記(3)乃至(5)で定める取得価額で除して得られる数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。)をいう。

(2) B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るB種優先株式の数にB種優先株式1株当たりの払込金額相当額(但し、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じて得られる額を、下記(3)乃至(5)で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、普通株式対価取得請求に係るB種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に従い金銭を交付する。

(3) 当初取得価額

当初取得価額は、200円とする。

(4) 取得価額の修正

取得価額は、B種優先株式の払込金額の払込が行われた日の翌日以降、普

変 更 案

通株式対価取得請求日における時価（以下に定義される。）の90％に修正される（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）（以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）。但し、修正後取得価額が300円（以下「上限取得価額」という。）を上回る場合には、修正後取得価額は上限取得価額とし、修正後取得価額が30円（以下「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上限取得価額及び下限取得価額は、下記(5)の調整を受ける。

「普通株式対価取得請求日における時価」は、各普通株式対価取得請求日の直前の5連続取引日（以下「取得価額算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における本会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。但し、B種優先株主及び本会社が請求対象普通株式の売出しのために金融商品取引業者又は登録金融機関との間で金融商品取引法に規定する元引受契約を締結した場合（B種優先株主及び本会社が請求対象普通株式の外国における売出しのために外国証券業者との間で金融商品取引法に規定する元引受契約に類する契約を締結した場合を含む。）、当該元引受契約を締結した旨を本会社が公表した日の翌日から当該売出しの受渡日の前日までの間にB種優先株主が普通株式対価取得請求をしたときは、取得価額算定期間は、本会社が当該売出しを決定した旨を公表した日に先立つ120取引日目に始まる連続する20取引日とする。なお、取得価額算定期間中に下記(5)に定める事由が生じた場合、上記の終値（気配表示を含む。）の平均値は下記(5)に準じて本会社が適当と判断する値に調整される。

(5)取得価額並びに上限取得価額及び下限取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額（なお、取得価額が本(5)により調整されるのは、取得価額算定期間の最終日における本会社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）が確定してから普通株式対価取得請求がなされるまでの間に、以下に掲げる事由が発生した場合に限る。）並びに上限取得価額及び下限取得価額を調整する。

- ① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で本会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時

変 更 案

点で本会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

- ② 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- ③ 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は本会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(5)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、本会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する本会社が保有する普通株式の数」、「本会社が保有する普通株式の数」は「処分前において本会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{（発行済普通株式数－本会社が保有する普通株式の数）} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}}{\text{（発行済普通株式数－本会社が保有する普通株式の数）} + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

- ④ 本会社に取得をさせることにより又は本会社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込

変 更 案

期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

- ⑤ 行使することにより又は本会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、本会社はB種優先株主及びB種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行う。

- ① 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
- ② 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に

変 更 案

基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

③ その他、発行済普通株式数（但し、本会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所における本会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

(6)合理的な措置

上記(3)乃至(5)に定める取得価額は、希釈化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、本会社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとる。

5. A種優先株式を対価とする取得請求権

(1)A種優先株式対価取得請求権

B種優先株主は、B種優先株式の払込金額の払込が行われた日以降いつでも、法令に従い、本会社に対して、下記(2)に定める数のA種優先株式（以下「請求対象A種優先株式」という。）の交付と引換えに、その有するB種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下「A種優先株式対価取得請求」という。）、本会社は、当該A種優先株式対価取得請求に係るB種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象A種優先株式を、当該B種優先株主に対して交付する。

(2)B種優先株式の取得と引換えに交付するA種優先株式の数

B種優先株式の取得と引換えに交付するA種優先株式の数は、A種優先株式対価取得請求に係るB種優先株式の数に10を乗じて得られる数とする。

変 更 案

6. 株式の併合又は分割，募集株式の割当て等

- ① 本会社は，株式の分割又は併合を行うときは，普通株式，A種優先株式及びB種優先株式の種類ごとに同時に同一割合でこれを行う。
- ② 本会社は，株主に募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは，それぞれの場合に応じて，普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を，A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を，B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を，それぞれ同時に同一割合で与える。
- ③ 本会社は，株主に株式無償割当て又は新株予約権の無償割当てを行うときは，それぞれの場合に応じて，普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを，A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを，B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを，それぞれ同時に同一割合で行う。

7. 法令変更等

法令の変更等に伴い本別紙2の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には，本会社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

第2号議案 第三者割当による募集株式の募集事項の決定を取締役に委任する件

— 会社提案

本議案は，会社法第199条及び第200条の規定に基づき，第三者割当による募集株式（A種優先株式及びB種優先株式）の発行に関し，募集事項の決定を当社取締役会に委任することについてご承認をお願いするものであります。

本議案をご承認いただいた場合は，以下1.(3)に参考情報として記載の本年5月21日開催の当社取締役会において決定した募集事項の内容に従い，原子力損害賠償支援機構に対してA種優先株式及びB種優先株式を発行することを予定しております。

なお，A種優先株式及びB種優先株式はその全部を同時に発行することを前提としており，一部のみを発行することは予定しておりません。また，本議案に係る募集株式の発行は，第1号議案が原案どおり承認可決され，当該議案に係る定

款変更の効力が発生することを条件といたします。

1. 募集株式の数の上限及び払込金額の下限等

(1) A種優先株式

①募集株式の種類	A種優先株式
②募集株式の数の上限	1,600,000,000株
③払込金額の下限	1株につき200円
④募集方法	第三者割当の方法により、原子力損害賠償支援機構に全株式を割り当てる。
⑤決定の委任	上記に定めるもののほか、募集株式の募集事項に必要な一切の事項については、当社取締役会の決議により決定する。

(2) B種優先株式

①募集株式の種類	B種優先株式
②募集株式の数の上限	340,000,000株
③払込金額の下限	1株につき2,000円
④募集方法	第三者割当の方法により、原子力損害賠償支援機構に全株式を割り当てる。
⑤決定の委任	上記に定めるもののほか、募集株式の募集事項に必要な一切の事項については、当社取締役会の決議により決定する。

(3) 【参考】本年5月21日開催の当社取締役会において決定した募集事項の内容 < A種優先株式 >

①募集株式の種類	A種優先株式
②募集株式の数	1,600,000,000株
③払込金額	320,000,000,000円（1株につき200円）
④払込期間	平成24年7月11日から同年7月25日まで
⑤増加する資本金の額	160,000,000,000円
⑥増加する資本準備金の額	160,000,000,000円
⑦募集方法	第三者割当の方法により、原子力損害賠償支援機構に全株式を割り当てる。

< B種優先株式 >

①募集株式の種類	B種優先株式
②募集株式の数	340,000,000株
③払込金額	680,000,000,000円（1株につき2,000円）
④払込期間	平成24年7月11日から同年7月25日まで
⑤増加する資本金の額	340,000,000,000円
⑥増加する資本準備金の額	340,000,000,000円
⑦募集方法	第三者割当の方法により、原子力損害賠償支援機構に全株式を割り当てる。

2. 特に有利な払込金額で募集株式を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

前記「第1号議案から第4号議案の上程に至る経緯」に記載のとおり、当社が「賠償・廃止措置・安定供給」を同時に達成していくためには、財務基盤の抜本的な改善と十分な資金の確保が必要不可欠であります。このため、総合特別事業計画に基づき、原子力損害賠償支援機構に対しA種優先株式及びB種優先株式を発行するものであります。

これらの優先株式の発行にあたりましては、当社の事業環境や財務状況等を踏まえ、議決権や配当条件、取得請求権など株式価値に影響を与える様々な条件について原子力損害賠償支援機構と協議を重ねてまいりました。

その結果、議決権につきましては、株式の発行当初より同機構が総議決権の50%超の議決権を取得することとなり、これにより議決権ベースで100.43%（本議案記載の優先株式発行前の発行済普通株式対比。以下同じ。）の希釈化が生じることとなります。さらに、A種優先株式にはB種優先株式及び普通株式を対価とする取得請求権が、B種優先株式にはA種優先株式及び普通株式を対価とする取得請求権がそれぞれ付されており、これらの優先株式を第3号議案でご提案している発行可能株式総数141億株の範囲内で普通株式等に転換した場合には、最大で784.13%の希釈化が生じることとなります。

また、最終的に同機構と合意した発行条件をもとに第三者機関（SMBC日興証券株式会社、みずほ証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）にこれらの優先株式の評価を依頼し、一般的な価格算定モデルを用いた株式価値算定書を受領いたしました。客観的な市場価格のない優先株式の価値については、その計算が非常に高度かつ複雑であり様々な考え方がありうるものの、本議案でご提案しているA種優先株式及びB種優先株式の払込金額の下限は、いずれも各社が算定した株式価値に対して10%以上のディスカウント

となっており、会社法上、株式を引き受ける者に特に有利な金額に該当する可能性が高いものと考えられます。

しかしながら、①当社事業の継続性を確実なものとし、「賠償・廃止措置・安定供給」を同時に達成していくためには、これらの優先株式の発行による財務基盤の強化と資金確保が必要不可欠であること、②今回発行を予定している優先株式は払込金額の総額が1兆円と多額であり、その緊急性にも鑑みると、引受先は原子力損害賠償支援機構以外に見込めないこと、③国の認可を受けて設立された同機構が株式を保有することにより、当社の信用力向上などの効果が期待できること、④同機構は、当社の集中的な経営改革に一定の目途がつくか、又は公募債市場において自律的に資金調達を実施していると判断した段階で、A種優先株式の一部をB種優先株式に転換すること等の措置を講じることにより、保有議決権を50%未満に低減させるとしていることなどから、当社といたしましては、同機構に対しこれらの優先株式を発行することが最善の策であると判断し、本株主総会において特別決議によりご承認いただくことをお願いするものであります。

第3号議案 定款一部変更の件（2）

——会社提案

1. 変更の理由

第2号議案をご承認いただき、A種優先株式及びB種優先株式が発行されることとなった場合には、これらの優先株式に付された取得請求権の行使の対価として普通株式等を交付する場合に備え、発行可能株式総数をさらに増加させる必要があります。このため、当該A種優先株式及びB種優先株式のすべてについての払込金額の払込みがなされることを条件として、第1号議案による変更後の発行可能株式総数（第6条）の規定をさらに変更するものであります。

なお、本議案に係る定款一部変更は、第2号議案に基づき発行されることとなるA種優先株式及びB種優先株式のすべてについての払込金額の払込みがなされた日にその効力が生じるものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

変 更 前	変 更 案
(発行可能株式総数) 第6条 本会社の発行可能株式総数は64億株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は普通株式350億株、A種優先株式50億株、B種優先株式5億株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 本会社の発行可能株式総数は141億株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は普通株式350億株、A種優先株式50億株、B種優先株式5億株とする。

第4号議案 取締役11名選任の件

— 会社提案

取締役全員の任期が本総会終結の時をもって満了いたしますので、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

取 締 役 候 補 者

(五十音順)

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株 式の数
1 かし たい たか お 榎 谷 隆 夫 (昭和23年11月7日生)	昭和50年3月 公認会計士 (現在にいたる) 昭和61年1月 センチュリー監査法人(現新日本有限責任監査法人)代表社員 (平成18年6月まで) 昭和61年4月 東京エグゼクティブ株式会社(現株式会社ブレイン・コア)代表取締役社長 (現在にいたる) 平成元年3月 東京フロンティア株式会社(現株式会社エフ・ピーブレイン)代表取締役社長 (現在にいたる) 平成元年7月 日本公認会計士協会理事 (平成19年7月まで) 平成19年8月 日本公認会計士協会常務理事 (平成22年7月まで) <重要な兼職の状況> 公認会計士 株式会社ブレイン・コア代表取締役社長 株式会社エフ・ピーブレイン代表取締役社長	0株

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株 式の数
2 こばやし よし みつ 小林 喜 光 (昭和21年11月18日生)	<p>平成19年4月 株式会社三菱ケミカルホールディングス代表取締役社長 (現在にいたる)</p> <p>平成19年4月 三菱化学株式会社代表取締役社長</p> <p>平成21年4月 株式会社地球快適化インスティテュート代表取締役社長 (現在にいたる)</p> <p>平成24年4月 三菱化学株式会社取締役会長 (現在にいたる)</p> <p><重要な兼職の状況> 株式会社三菱ケミカルホールディングス代表取締役社長 三菱化学株式会社取締役会長 株式会社地球快適化インスティテュート代表取締役社長</p>	株 100
3 しま だ たかし 嶋 田 隆 (昭和35年3月20日生)	<p>平成18年10月 経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部政策課長</p> <p>平成19年7月 経済産業省大臣官房会計課長</p> <p>平成19年8月 内閣官房長官政務秘書官</p> <p>平成19年10月 経済産業省大臣官房総務課長</p> <p>平成20年7月 経済産業省大臣官房政策評価審議官</p> <p>平成20年8月 経済財政政策担当大臣政務秘書官</p> <p>平成21年2月 財務大臣、金融担当大臣秘書官</p> <p>平成21年9月 経済産業省経済産業研修所長</p> <p>平成22年7月 経済産業省通商政策局通商機構部長</p> <p>平成23年1月 経済財政政策担当大臣政務秘書官</p> <p>平成23年9月 原子力損害賠償支援機構理事兼事務局長 (現在にいたる)</p> <p><重要な兼職の状況> 原子力損害賠償支援機構理事兼事務局長</p>	0株
4 しもこうべ かず ひこ 下河邊 和 彦 (昭和22年12月12日生)	<p>昭和49年4月 弁護士 (現在にいたる)</p> <p>平成19年4月 東京弁護士会会長・日本弁護士連合会副会長 (平成20年3月まで)</p> <p>平成23年5月 東京電力に関する経営・財務調査委員会委員長 (平成23年10月まで)</p> <p>平成23年10月 原子力損害賠償支援機構運営委員長 (現在にいたる)</p> <p><重要な兼職の状況> 弁護士 原子力損害賠償支援機構運営委員長 蝶理株式会社社外監査役</p>	0株

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株 式の数
5 す とう ふみ お 敷 土 文 夫 (昭和16年3月3日生)	平成17年4月 ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社代表取締役社長 平成22年4月 ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社取締役 平成22年6月 ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社相談役 (現在にいたる) 平成23年4月 日本放送協会経営委員会委員長 (現在にいたる) <重要な兼職の状況> ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社相談役 日本放送協会経営委員会委員長 大成建設株式会社社外取締役 株式会社住生活グループ社外取締役 武田薬品工業株式会社社外取締役	0株
6 ない とう よし ひろ 内 藤 義 博 (昭和25年7月22日生)	昭和49年4月 当社入社 平成18年6月 当社執行役員千葉支店長 平成20年6月 当社常務取締役 (現在にいたる)	株 22,209
7 のう み きみ かず 能 見 公 一 (昭和20年10月24日生)	平成14年6月 農林中央金庫専務理事 (平成16年6月まで) 平成16年6月 農林中金全共連アセットマネジメント株式会社代表取締役社長 (平成18年6月まで) 平成18年6月 株式会社あおぞら銀行取締役副会長 平成18年9月 株式会社あおぞら銀行代表取締役副会長 平成19年2月 株式会社あおぞら銀行代表取締役会長兼CEO (平成20年5月まで) 平成20年7月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科客員教授 (平成24年3月まで) 平成21年7月 株式会社産業革新機構代表取締役社長 (現在にいたる) <重要な兼職の状況> 株式会社産業革新機構代表取締役社長 フィデアホールディングス株式会社社外取締役	0株

	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株 式の数
8	ひろ せ なお み 廣 瀬 直 己 (昭和28年2月1日生)	昭和51年4月 当社入社 平成18年6月 当社執行役員営業部長 平成19年6月 当社執行役員販売営業本部副本部長 平成20年6月 当社執行役員神奈川支店長 平成22年6月 当社常務取締役 (現在にいたる)	株 10,572
9	ふじ もり よし あき 藤 森 義 明 (昭和26年7月3日生)	平成13年5月 ゼネラル・エレクトリック・カンパニー シニア・バイス・プレジデント (平成23年7月まで) 平成20年10月 日本ゼネラル・エレクトリック株式会社(現日本GE株式会社)代表取締役会長兼社長兼CEO 平成23年3月 日本GE株式会社代表取締役会長 (平成23年7月まで) 平成23年6月 株式会社住生活グループ取締役 平成23年6月 株式会社LIXIL取締役 平成23年8月 株式会社住生活グループ取締役代表執行役社長兼CEO (現在にいたる) 平成23年8月 株式会社LIXIL代表取締役社長 (現在にいたる) <重要な兼職の状況> 株式会社住生活グループ取締役代表執行役社長兼CEO 株式会社LIXIL代表取締役社長	0株
10	ふる や まさ のり 古 谷 昌 伯 (昭和27年11月12日生)	昭和52年4月 当社入社 平成17年6月 当社労務人事部長 平成19年6月 当社執行役員労務人事部長 平成20年6月 当社執行役員千葉支店長 (現在にいたる)	株 12,125
11	やま ぐち ひろし 山 口 博 (昭和26年2月15日生)	昭和50年4月 当社入社 平成18年6月 当社執行役員電力流通本部副本部長 平成19年6月 当社常務取締役 (現在にいたる)	株 23,500

- (注) 1. 現在当社の取締役である各候補者の担当は、別添の平成23年度報告書17ページに記載のとおりであります。
2. 榎谷隆夫氏、小林喜光氏、下河邊和彦氏、數土文夫氏、能見公一氏及び藤森義明氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者の選任理由等
- (1) 榎谷隆夫氏は、公認会計士としての幅広い経験と見識等を有していることから社外取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。
 - (2) 小林喜光氏は、株式会社三菱ケミカルホールディングスの社長を務めるなど、幅広い経験と見識等を有していることから社外取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。
 - (3) 下河邊和彦氏は、弁護士としての幅広い経験と見識等を有していることに加え、原子力損害賠償支援機構の運営委員長を務め当社の経営課題に精通していることなどから社外取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。なお同氏は、平成24年6月27日をもって原子力損害賠償支援機構の運営委員長を退任する予定であります。
 - (4) 數土文夫氏は、ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社の社長を務めるなど、幅広い経験と見識等を有していることから社外取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。
 - (5) 能見公一氏は、株式会社おぞら銀行の会長や株式会社産業革新機構の社長を歴任するなど、幅広い経験と見識等を有していることから社外取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。
 - (6) 藤森義明氏は、ゼネラル・エレクトリック・カンパニーのシニア・バイス・プレジデントや株式会社住生活グループの社長を歴任するなど、幅広い経験と見識等を有していることから社外取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。
4. 当社は、本議案において社外取締役候補者6氏の選任をご承認いただいた場合、第1号議案(定款一部変更の件(1))が承認されることを条件として、各氏との間で、会社法第423条第1項の責任を法令の限度において限定する契約を締結する予定であります。
5. 嶋田隆氏は、平成24年6月27日をもって原子力損害賠償支援機構の理事兼事務局局長を退任する予定であります。

株主からのご提案に対する取締役会の意見は、第5号議案及び第6号議案につきましてはそれぞれの議案の後に、第7号議案から第14号議案につきましては第14号議案の後に記載しております。

<株主(1名)からのご提案(第5号議案)>

第5号議案 定款一部変更の件(1)

——株主(1名)からのご提案

○議案内容

第1条を以下のとおり変更する。

現行定款

第1条 本会社は、東京電力株式会社と称し、英文では、The Tokyo Electric Power Company, Incorporatedと表示する。

変更案

第1条 本会社は、関東電力株式会社と称し、英文では、Kanto Electric Power Company, Incorporatedと表示する。

○提案の理由

当社のサービス区域は、東京都だけでなくいわゆる関東地方の栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県また隣接する山梨県、静岡県の富士川以東であり、福島第一原発事故による未曾有の経営危機に際して生まれ変わる意気込みで取り組むためにも、商号変更を提案します。

◇第5号議案に対する取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

現在の東京電力株式会社という商号は、会社設立以来使用してきたものであり、広く社会に認知されていることから、これを変更することは考えておりません。

<株主(1名)からのご提案(第6号議案から第9号議案まで)>

第6号議案 定款一部変更の件(2)

——株主(1名)からのご提案

○議案内容

定款「第1章 総則」に以下の条文を追加する。

(経営理念)

第6条 本会社は、社内における競争原理の導入等により、低廉かつ安定的な電力を供給し、顧客サービス第一を使命とする。

(上記第6条の新設に伴い、現行定款第6条を第7条とし、以下を順次1条ずつ繰り下げる)

○提案の理由

東京電力の定款には、経営理念の定めがない。総合特別事業計画に盛り込まれているとおり、例えば「宿泊施設及びスポーツ施設の経営」など、電気事業以外の不要な目的を整理することと併せて、会社の経営理念を定款で定めることが必要である。

新たに定める経営理念は、東京電力が電力市場において9電力会社や「新電力」との競争が可能な、効率的かつ顧客サービスを使命とした健全な会社に生まれ変わることである。

そのためにはまず、社内カンパニー制度の導入など、社内の分社化により社員のコスト意識を醸成することや、資材調達に最大限の競争原理を導入することでコスト圧縮を図るなど、自らの「構造改革」を着実に実行することが必要である。

◇第6号議案に対する取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

株式会社の定款は、主として会社の組織、事業目的、株式等の基本的事項について具体的かつ明確に規定するものであり、経営理念のように多義的に解釈されうる事項を定款に規定することはなじまないと考えます。

なお、低廉で安定的な電力の供給を通じたお客さまサービスは当社の変わらぬ使命であり、当社といたしましては、引き続きその実現に最大限努力してまいります。また、当社の現在の経営課題は、電力の安定供給やお客さまサービスにとどまらず、被害者の方々への賠償や原子炉の廃止措置、さらにはこれらの責任を果たしていくための事業の継続性の確保など、広範、多岐にわたっており、当社といたしましては、徹底した経営合理化を前提に、これらの同時達成に向けて全力を尽くしてまいり所存であります。

第7号議案 定款一部変更の件（3）

——株主（1名）からのご提案

○議案内容

定款「第6章 計算」に以下の条文を追加する。

（経営の透明性の確保）

第42条 小売料金及び託送料金の算出のプロセスについて、第三者の検証が可能となるよう、情報を開示することにより、経営の透明性を確保する。

○提案の理由

小売料金及び託送料金は、「一般電気事業供給約款料金算定規則」等において、その算定方法が定められているが、どのような経費がどれだけ含まれているのか公表されておらず、第三者による検証ができない状況にある。

東京電力は規制部門の電気料金の値上げを企図しているが、その算定根拠等が開示されないままでは、到底需要家の理解を得ることはできない。

また、需要家が電力調達先の多様化を図るためには、自由化範囲の拡大と併せて「新電力」の競争力の発揮が欠かせないが、それを阻むものとして託送料の負担があり、その算出のプロセスも明らかにされていない。

本来、電気需給契約においては、需要家と供給者は対等な関係でなければならない。東京電力が、今後、需要家の信頼を取り戻すためには、需要家への説明責任を果たすに足る徹底した情報開示を行うことが必要である。

第8号議案 定款一部変更の件（4）

——株主（1名）からのご提案

○議案内容

定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第7章 経営合理化の推進

（設備投資への競争原理導入）

第43条 政府調達に準じて国際標準品の活用を促進するなど設備投資に競争原理を導入し、更なるコストを削減する。

○提案の理由

東京電力の送配電設備等への投資は、ここ数年、年間2,800億円前後で推移している。しかし、東京電力の特別仕様を導入していることが高コスト構造の要因となっている。今後、公的資金が投入され、実質的に国有化されれば、政府調達ルール（WTO協定）の対象となる可能性があることから、欧米の電力会社が導入している国際規格IEC等の国際標準で設備等を調達するなど、競争原理を導入することで更なるコスト削減につなげていくべきである。

さらに、スマートメータ仕様の検討でも、コスト削減と利便性の面から情報開示の徹底を図るとともに、メーカーや利用者への説明責任を果たし、理解を得ていくことが必要である。

第9号議案 定款一部変更の件（5）

——株主（1名）からのご提案

○議案内容

第7章に以下の条文を追加する。

（民間事業者を活用した火力発電設備のリプレース推進）

第44条 本会社が所有する老朽火力発電所について、民間事業者を活用し、高効率で環境負荷の少ない火力発電設備のリプレースの推進を図る。

○提案の理由

首都圏のエネルギー供給において、火力発電所は重要な役割を担っている。しかし、設備の老朽化が進んでおり、東京電力の火力発電設備の約4割が運転期間35年を超え、今後、膨大な規模の設備更新が必要となる。また、火力発電設備の更新にあたっては、地球温暖化防止の観点から、CO₂排出量が少ない

設備に転換していくことも重要である。しかし、東京電力は、福島第一原発事故の収束を図るための多額のコストや、事故の影響による様々な損害賠償支払い費用も発生し、今後も、東京電力の財務状況は厳しい状態が続くことが予想される。このため、民間事業者を活用した低炭素で高効率な火力発電設備の増設・リプレースを早期に具体化し、発電コストを引き下げ、経営基盤の強化につなげていくべきである。特に、東京の環境やエネルギーの安定供給に資する大井火力発電所の増設・リプレースを早急に行うべきである。

＜株主(402名)からのご提案（第10号議案から第14号議案まで）＞

第10号議案 定款一部変更の件（6）

——株主(402名)からのご提案

○議案内容

以下の章を新設する。

第8章 福島第一原子力発電所事故の損害賠償

第45条 福島第一原子力発電所事故の損害賠償支払いは、徹底した固定資産の売却と経営の合理化により自力で行う。

○提案の理由

我が社は原発震災に対する自らの責任を放棄し、膨大な額の損害賠償支払いのため、電気料金の値上げや政府の支援を求めている。だがこの**動機は地域独占状態の存続**であり、許されるものではない。事故を起こした隠蔽体質、コスト意識に欠ける独善的な体質などを変えないまま支払いを電気の利用者や納税者に転嫁すれば、その姿勢を問われて国営化され、株主が既存の権利を失う懸念さえある。

事故の責任を全うし事業を継続するためには、損害賠償の支払いを早急に自力で行うしかない。そのために徹底的に資産を売却する。具体例を挙げれば、平成23年度第3四半期報告書によると、送電設備2兆円余、変電設備約8千億円、配電設備2兆円余など合計約5兆円である。**自ら送配電を分離して独占状態を解消するのだ。**

また経営の合理化としては再処理からの撤退が挙げられる。1兆円近い使用済燃料再処理等積立金を賠償の支払いに転用する道を探るべきである。

第11号議案 定款一部変更の件（7）

——株主(402名)からのご提案

○議案内容

以下の章を新設する。

第9章 福島第一原子力発電所事故に関わる責任の遂行

第46条 福島第一原子力発電所事故の被害者へ迅速かつ最大限の賠償を行う。

第47条 福島第一原子力発電所事故において現場作業に従事した作業員（所属を問わない）の健康に関し、その生涯にわたり追跡調査を行う。

2. 前項の結果、健康被害が生じた者を発見した場合は、事故との直接の因果関係が証明されなくても最大限の補償を行う。

○提案の理由

原子炉等規制法第24条にある「原子炉を設置するために必要な技術的能力」が欠如していたとしか思われぬ我が社の福島第一原発の過酷事故により、故郷や生業を奪われたり、多大な損害を被ったりした人は数知れない。我が社は国から2兆4千億円の支援を受けながら、3月30日現在5,663億円しか賠償金を支払っていない。自主避難した住民への賠償範囲を拡大することも渋っている。我が社は真摯に反省し、原子力損害賠償法の規定にかかわらず、**事故被害者に対し可能な限り迅速で最大限の賠償を誠意をもって行うべきである。**

一方、我が社は事故後の福島第一原発の作業員に対しても、しばしばさまざまな労務管理を行ってきた。一部に線量計を配布しなかったのはその例である。**過酷な現場で働く作業員を使い捨てにすることは許されない。**我が社は作業員の所属先を問わず、その生涯にわたって健康状態を把握し、健康被害が生じた場合は全面的に補償すべきである。

第12号議案 定款一部変更の件（8）

——株主(402名)からのご提案

○議案内容

以下の章を新設する。

第10章 安全協定の締結

第48条 福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染の影響に鑑み、我が社は、現在、原子力発電所の立地自治体と結んでいる安全協定を原子力発電所より70km圏内の自治体と締結する。

第49条 原子力発電所の運転には安全協定を締結している自治体の承認を得るものとする。

○提案の理由

昨年原発事故で、我が社は広範囲に大量の放射性物質をばらまき、原発から40km離れた飯館村で全村避難となるなど、多くの方が避難生活を強いられ、今も我が家に帰れないでいる。もはや原発事故の被害は立地自治体にとどまらない。**原発事故で影響のある自治体とも安全協定を結び、運転にはその自治体の承認を得るべきだ。**

また海の放射能汚染も問題だ。我が社の無責任な汚染水投棄と原発からの放射性物質の飛散で放射線量累計1.5京ベクレルの海洋汚染となり、また70km離れた宮城県阿武隈川では、昨年8月に1日あたり525億ベクレルのセシウムが流出していた（我が社が4月に放出した「低濃度汚染水」が840億ベクレル）。

これらの被害に鑑み、条文の通りとする。

ゴルフ場が除染を求めた裁判で、我が社は、原発から飛散した放射性物質は東電の所有物でないので、除染の責任はないと無責任な主張をしたが、本議案で最低限の責任を果たすべきだ。

第13号議案 定款一部変更の件（9）

——株主（402名）からのご提案

○議案内容

以下の章を新設する。

第11章 柏崎刈羽原子力発電所へのガスコンバインドサイクル型火力発電の導入

第50条 柏崎刈羽原子力発電所全7基の稼働を断念し、すべて廃炉とする。

第51条 代替措置としてガスコンバインドサイクル型火力発電所を建設する。

(注) ガスコンバインドサイクル発電は、ガスタービンと蒸気タービンを組み合わせた発電方式。二重に発電を行うため熱効率が高くCO₂の排出量が少ない。

○提案の理由

2007年7月の中越沖地震により柏崎刈羽原発7基は設計時の想定を超える揺れに襲われ甚大な被害を蒙った。特に稼働中であった4基のうち復旧したのは最新鋭の7号機のみ。それも再三燃料損傷の兆候を示し危険極まりない。巨大システムゆえ点検や修理の不可能な箇所も多く、残る3基を無理して再起動しても7号機以上に予期せぬ不具合を免れない。タービンの損傷も激しく、経済的理由から対症療法で済ませるのは危険である。

タービンを新調するくらいなら同じ敷地内に最新鋭のガスコンバインドサイクルの火発を建設の方が賢明だ。熱効率は原発のほぼ2倍の60%に届き、建設期間はわずか2年余で、原発を修理するより早い。出力調整が容易で、揚水発電などのバックアップなしで大きな出力変動に対応できる。

3.11を経験した今、柏崎刈羽原発の地元は強く廃炉を望んでいる。本議案により脱原発を果たしながら電力需要と地元の希望に応えることができる。

第14号議案 定款一部変更の件（10）

——株主（402名）からのご提案

○議案内容

以下の章を新設する。

第12章 電源選択制度

第52条 購入する電源を選択できる制度を整備する。

第53条 選択肢は火力・水力・再生可能エネルギーとし、原子力は選択できないものとする。

○提案の理由

原子力発電は事故が起きたときの被害が甚大であり、発生する放射性廃棄物の処理方法も確立されていない。また福島第一原発事故により国民の信頼も失っている。これ以上原発を稼働することは企業の社会的責任の観点からも到底容認されるものではない。もはや新規立地ばかりか既存の柏崎刈羽原発への増設も困難であり、反対意見を押し切って稼働を続けても、いずれ既存原子炉の寿命が尽きれば我が社は原発から撤退せざるを得ない。原発は稼働させず、電源として使用しないのが現実的である。

自分たちが使う電気のために福島に危険な原発を押しつけていたことに衝撃を受けた首都圏の人々は多かった。原子力による電気を使いたくない消費者は確実に増えている。一般企業であれば消費者のニーズに応え様々な商品を取りそろえてしかるべきである。電力自由化による競争激化に備えるためにも、購入する電源を選択できるような制度を整備する必要がある。

◇第7号議案から第14号議案に対する取締役会の意見

取締役会としては、いずれの議案にも反対いたします。

第6号議案に対する取締役会の意見に記載のとおり、株式会社の定款は、主として会社の組織等の基本的事項を定めるものとされており。一方、会社法では、合理的、機動的な事業運営を確保する観点から、業務執行に関する事項については取締役会の決定に委ねることを基本としております。

第7号議案から第14号議案のご提案内容はいずれも業務執行に関する事項であり、このような内容を定款で定めることは適当ではないと考えます。

なお、それぞれの議案につきまして、以下のとおり付言いたします。

<第7号議案>

当社は、従来から国の指針に基づき、ホームページ等を活用して電気料金や託送料金に関する情報を開示してまいりましたが、電気料金の値上げにあたりましては、料金原価の内訳や料金算定プロセス等を分かりやすくご説明した資料を作成するなど、これまで以上に積極的な情報開示を行ってまいります。

<第8号議案>

資材・役務調達につきましては、スマートメーターなどの機器仕様の標準化をはかるとともに、競争的発注方法の拡大など子会社・関連会社を含む取引先との取引構造・発注方法を抜本的に見直し、より一層のコスト削減に努めてまいります。

<第9号議案>

今後の火力電源の確保におきましては、入札の実施等を通じて他の発電事業者の方々からの電力調達等をすすめるとともに、他の事業者の方々との連携のもと古い火力発電所のリプレースを行うなどして、電源の高効率化をはかってまいります。

＜第10号議案＞

当社は被害者の方々への賠償，原子炉の廃止措置及び安定供給の責任を確実に果たしていくために，徹底した経営の合理化に取り組むこととしており，電気事業に直接必要のない不動産や有価証券等の資産を原則平成25年度までに売却するほか，人件費の削減や取引構造の抜本的な見直し等を通じて平成24年度から33年度までの10年間で3兆3,650億円を超えるコスト削減を実現してまいります。

＜第11号議案＞

当社は賠償に関する「5つのお約束」（迅速な賠償のお支払い，きめ細やかな賠償のお支払い，和解仲介案の尊重，親切な書類手続き，誠実なご要望への対応）に基づき，今後も，被害者の方々の立場に寄り添った親身・親切的な賠償を実施してまいります。

また，福島第一原子力発電所の作業員に対しましては，作業中に受けた放射線量が一定線量以上の作業員について被ばく線量に応じた検査を実施してまいります。なお，仮に健康被害が発生した場合には，その原因等を踏まえ適切な対応を行ってまいります。

＜第12号議案＞

当社は原子力発電所の立地自治体との間で安全協定を締結しておりますが，今後の安全協定のあり方等につきましては，関係自治体のご意見も踏まえ真摯に検討してまいります。

＜第13号議案＞

柏崎刈羽原子力発電所は電力の安定供給を確保するうえで重要な電源であり，当社といたしましては，運転再開に向けて，安全性に関する総合評価（ストレステスト）を厳正適確に実施するとともに，津波に備えた浸水防止対策や全電源喪失時の燃料損傷防止対策などの安全確保対策を確実にすすめてまいります。そのうえで，地域のみなさまをはじめ広く社会のみなさまに当社の取り組みを丁寧にご説明し，ご理解をいただけるよう努めてまいる所存であります。

＜第14号議案＞

当社といたしましてもお客さまのニーズに即した新しいサービスをご提供する必要があると考えており，例えば，太陽光等の再生可能エネルギーにより発電した電気の利用をご希望のお客さまに対しては将来的にグリーン料金を準備するなど，お客さまのご要望を踏まえ，より幅広い選択が可能となる料金メニューを検討してまいります。

以 上

インターネット等による議決権行使のご案内

1. インターネットによる議決権行使をされる場合は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）* から、当社指定の議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）に議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」によりアクセスしてください。ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止いたします。
また、ご不明な点等がございましたら下記ヘルプデスクへお問い合わせください。
なお、アクセスに際して発生する費用は株主さまのご負担となりますので、ご了承ください。
2. 議決権は平成24年6月26日（火曜日）午後5時20分までにご行使ください。
3. インターネットの利用環境によっては、パソコン又はスマートフォンによる議決権行使ができない場合もございますので、ご了承ください。
4. 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用可能であることが必要となりますが、携帯電話の機種によっては議決権行使ができない場合もございますので、ご了承ください。
5. 不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、議決権行使サイト上で「仮パスワード」から新しいパスワードへの変更をお願いしております。
6. 郵送による方法とインターネットによる方法で重複して議決権を行使された場合はインターネットによる行使を、インターネットにより複数回の行使をされた場合は最終の行使を、それぞれ有効といたします。
7. 株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の株主さまは、当該プラットフォームより議決権を行使することができます。

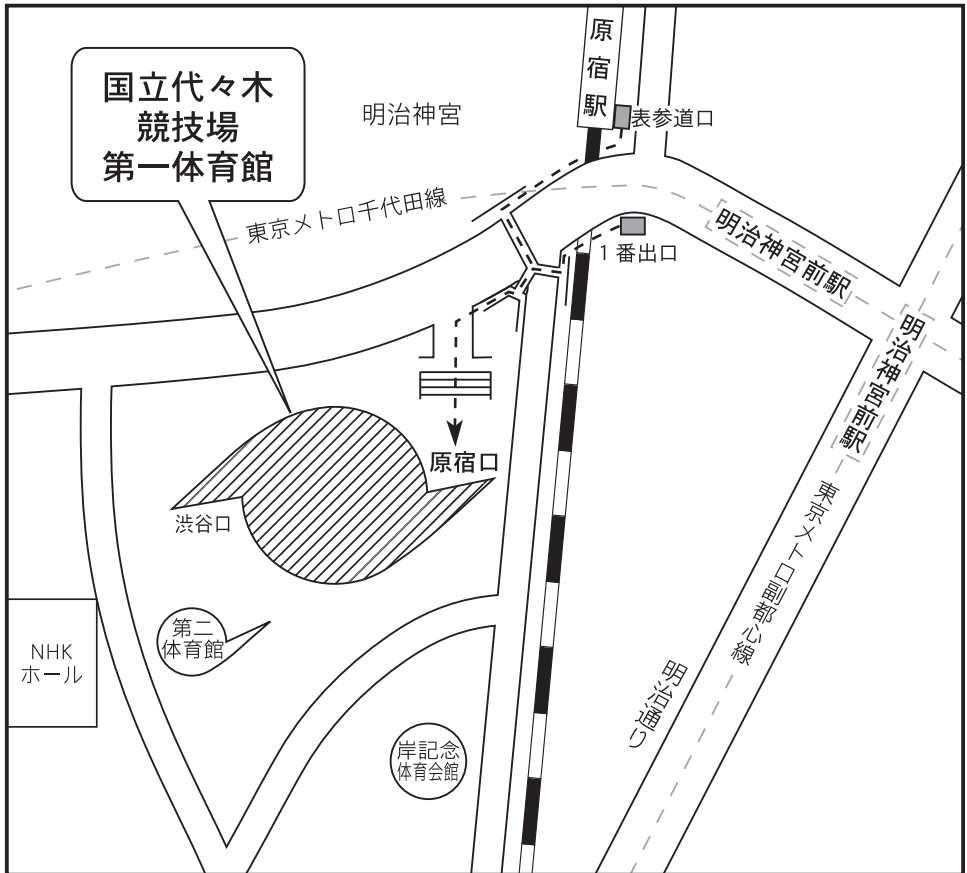
以 上

* iモードは株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、EZwebはKDDI株式会社、Yahoo!は米国Yahoo! Inc.の商標又は登録商標です。

インターネットによる議決権行使システム等に関するお問い合わせ先
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電 話 0120-173-027（受付時間 午前9時～午後9時 通話料無料）

株主総会会場ご案内図

会場 国立代々木競技場 第一体育館 東京都渋谷区神南二丁目1番1号



- 最寄駅**
- ・JR山手線 原宿駅（表参道口から徒歩5分）
 - ・東京メトロ千代田線・副都心線 明治神宮前駅（1番出口から徒歩5分）
- お願い**
- ・第一体育館「原宿口」に受付を設けております（「渋谷口」はご利用いただけませんのでご注意ください）。
 - ・株主総会当日は混雑が予想されますので、時間に余裕をもってお越しください。
 - ・お車でのご来場はご遠慮願います。